

令和2年3月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和2年	3月23日	開会
令和2年	3月23日	閉会

宮古地区広域行政組合

令和 2 年 3 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

令和 2 年 3 月 2 3 日（月曜日）

午前 1 0 時 3 0 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

- （１）議会運営委員会審議結果の報告について
- （２）令和元年台風第 1 9 号被害により発生した災害廃棄物の処理計画及び処理実績について
- （３）令和 2 年度 N e t 1 1 9 緊急通報システムの導入について
- （４）宮古消防署新里分署の移転について
- （５）宮古地区広域行政組合公共施設等総合管理計画

2 協議事項

- （１）令和 2 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算
- （２）令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）

3 その他

出席議員（１３名）

１番	合 砂	丈 司 君	２番	木 村	誠 君
３番	八重樫	龍 介 君	４番	阿 部	吉 衛 君
５番	伊 藤	清 君	６番	高 橋	秀 正 君
７番	畠 山	昌 典 君	８番	畠 山	拓 雄 君
９番	落 合	久 三 君	１０番	豊間根	信 君
１１番	黒 沢	一 成 君	１２番	中 村	勝 明 君
１３番	藤 原	光 昭 君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

事 務 局 長	大 森	裕 君
総 務 課 長	山 本 克	明 君
施 設 課 長	田 中	晋 君
施 設 課 主 幹	坂 本 好	治 君
消 防 長	上 沢	隆 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	小 林 達	広 君
総 務 課 長	畠 山	毅 君
指 令 課 長	中 村 光	宏 君

議会事務局出席者

書 記	坂 本 百 洪 君
書 記	舘 洞 秀 徳 君

◎開 会

○議長（藤原光昭君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会をいたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（藤原光昭君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長にその審議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、先ほど開かれました議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

最初に、議事日程でございますが、初めに議長が開会を宣言いたします。

次に、諸報告で、監査委員からの令和元年度定期監査及び令和元年度例月現金出納検査の結果について、その写しをもって報告とするものであります。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は1番、合砂丈司議員、2番、木村誠議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は3月23日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3の施策大綱説明ですが、管理者が議長の許可を得て説明をいたします。なお一般質問はございませんでした。

日程第4で、議案第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

日程第5で、議案第2号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。これについて何か質問ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎令和元年台風第19号の被害により発生した災害廃棄物の処理計画及び処理実績について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、令和元年台風第19号被害により発生した災害廃棄物の処理計画及び処理実績について、事務局の説明を求めます。

田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） それでは、台風19号被害により発生いたしました災害廃棄物の処理計画及び処理実績についてご説明いたしますので、資料のナンバー1の1ページ

をご覧ください。

座って説明のほうをさせていただきます。

経過でございます。

令和元年10月6日に発生した台風19号は、猛烈な雨を伴い、13日未明にかけ三陸沖を通過し、河川の氾濫や土砂崩れ等の甚大な被害をもたらしました。組合では、構成市町村と連携し、大量に発生した災害廃棄物の適正処理に取り組んでいるところでございます。

2 といったしまして、処理の概要でございます。

まず（1）として、市町村の対応でございます。

市町村では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、一時仮置場を設置し、災害廃棄物の受入場所の確保と分別排出に向けた作業ヤード等の運営を行うなど、適正処理に向けた対応を行っております。

（2）として、組合の対応でございます。

組合では、市町村等からの要請に対応するため、これまでの災害処理実績を踏まえ適正処理を行っております。また、一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、最終処分場内に臨時の仮置場を設置し、畳、家具類、布団などの可燃粗大ごみを計画的に受け入れ、破碎・焼却処理などを行っているところでございます。

（3）として、災害廃棄物の処理フローのほうを図のほうで示しております。

まず、組合では可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみについて処理を行っております。また、組合で処理が困難なタイヤ、消火器等につきましては、専門業者のほうで処理を行っている状況となっております。

1 枚めくっていただきまして、2 ページのほうをご覧ください。

廃棄物の種類ごとの計画量と1月末現在の処理実績の表でございます。一番上の表が、可燃ごみの処理計画と1月末現在の処理実績でございます。計画では今年度、2,141 t ほど可燃ごみのほうを処理を行いまして、1月末現在で約920 t ほど処理を行っている状況でございます。

下の表が、不燃ごみの処理計画と実績でございます。不燃ごみにつきましては、今年度約313 t ほど処理を計画しておりまして、1月末現在では181 t ほど処理のほうを進めている状況です。

続きまして、3 ページをご覧ください。

災害廃棄物の処理事業費になります。

処理事業費につきましては、表の右下のとおり、約1,089万3,000円ほどを見込んでいるところでございます。

以上が、災害廃棄物の処理の進捗状況の概要でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何か質問ございますか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 2 ページの、災害関連ごみ処理計画の一覧が載っていますが、宮古市内が元年度の1,800 t に対して642 t というのは、半分にも満たないという数字なん

ですが、私は適当に6割、7割はいつているのかなと思っていたものですから、ちょっと驚いて、5割にも満たない、その主な理由は何でしょうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 発災直後の処理につきましては、なかなか、ごみのほうも市町村から持ち込まれる量がスムーズにいつていなくて、処理のほうが進んでいない状況です。ただ、1月から2月、3月にかけては、量のほうも一定量入ってきていますので、この計画量はこなせるぐらいの処理では進んでいます。あと、実際にどれぐらい入ってくるかというのは、これからの状況になってくるということでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 1月末だというので半分は納得はしていたんですが、直近の数字は概算でいいですが分かりますか。

○議長（藤原光昭君） 坂本施設課主幹。

○施設課主幹（坂本好治君） 今現在、宮古市なんですけれども、642tが2月末で大体1,000tぐらいまで進んでいます。

以上でございます。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○9番（落合久三君） はい。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） では、次に進みます。

◎令和2年度N e t 1 1 9緊急通報システムの導入について

○議長（藤原光昭君） 次に、令和2年度N e t 1 1 9緊急通報システムの導入について、事務局の説明を求めます。

中村指令課長。

○指令課長（中村光宏君） それでは、資料ナンバー2、令和2年度N e t 1 1 9緊急通報システムの導入についてご説明いたします。

すみませんが、着席してご説明させていただきます。

今回導入を予定しておりますN e t 1 1 9緊急通報システムにつきましては、聴覚、言語機能に障がいをお持ちの方の安心、安全を確保する目的で、総務省、消防庁の主導で全国導入が図られているシステムとなります。具体的な導入につきましては、2020年度令和2年度末までに、全国で約8割、県内でも12本部中10消防本部で導入が予定されております。

それでは、導入するシステムの概要についてご説明いたしますので、資料の1ページをご覧ください。

このシステムは、障がいをお持ちの方がスマートフォン等の携帯端末からボタン操作で119番緊急通報ができるシステムとなります。現在の音声による通報と異なり、文字による通報となります。利用者が個人情報事前に登録すること、GPS機能を用いて現在位置を確定できること、チャット機能を使うことで通報時間の大幅な短縮が図れる

ことなどが、このシステムの大きな利点となります。

携帯端末からの通報になりますので、電波の届かない場所では使用できません。かかる通信料につきましては自己負担となります。

次に、通報の仕組みについてご説明いたします。

通報される方は、スマートフォン等の携帯端末から通報用ウェブサイトアクセスし、ボタン操作により救急、火事、そして位置情報を入力し、通報を行います。その結果、委託業者のサーバーを経由し管轄する消防本部へ通報されるシステムとなりますが、現在、業者間で接続試験中となっておりますので、全国接続につきましては、各業者間の導入試験終了後となります。

予算額につきましては、令和２年度予算書に委託料として計上いたしました。初年度につき、初期導入費が含まれておりますが、翌年度以降は月額委託料のみとなります。

裏面の２ページをご覧ください。

登録対象者、通信費用、導入状況、システム開始時期、対応エリアについての説明となりますが、先ほどの１ページの概要でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

システム導入に当たり、取扱業者からの情報を得て、各市町村関係部局との情報交換を密に行いながら、宮古広域に合った形の仕様を構築し導入を進めていきたいと考えております。

なお、導入に係る具体的な動き出しは来年度になってからと考えております。

説明につきましては以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて質問ございますか。よろしいですか。

落合議員。

○９番（落合久三君） ２ページの４、登録対象者のところで、聴覚、言語機能に障がいがある方というふうになっているんですが、この聴覚、言語機能に障がいがある方への周知の方法は、当然、各市町村の福祉なんかとも連携してやるのかなとは思っていますが、この周知の仕方はどういうふうに考えていますか。

○議長（藤原光昭君） 中村指令課長。

○指令課長（中村光宏君） ただいまの周知のご質問につきましては、消防本部としましては聴覚言語機能障がいの方々の情報が全くございませんので、関係市町村の福祉部局のほうと連絡を取りながら、どのようにすれば情報が各個人まで届くのかという部分をお聞きしながら、来年度構築を行えるよう進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○９番（落合久三君） もう１点。

１ページに戻りまして、１のNet119緊急通報システムとはのこの４行目、サービスを利用するには、幾つかの条件を満たした携帯端末、この幾つかの条件を満たす、具体的にはどういうことでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 中村指令課長。

○指令課長（中村光宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

説明が不十分でございました。申し訳ありません。

幾つかの条件ということになりますと、携帯の端末を使いますが、この携帯の端末それぞれにつきまして、このN e t 1 1 9を運用するために必要なものという条件がございます。1つがインターネットの接続ができること、これがまず1つでございます。2つ目がG P S機能を使えること、このG P S機能を使うことによって通報者の位置が消防本部に伝わることになりますので、これが必要事項になります。もう一つは、個人情報を扱いますので、セキュリティー管理がきちんとされた携帯を使っていただくこと、この3点が幾つかの条件の部分に含まれております。

説明が不十分で申し訳ありませんでした。以上でございます。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。そのほか。

豊間根議員。

○10番（豊間根 信君） 1点お聞きします。

宮古地域に合った内容でというところが、書面からは見えない部分があるようなので、そのところを教えていただきたい。

○議長（藤原光昭君） 中村指令課長。

○指令課長（中村光宏君） 宮古地域に合った内容ということございますけれども、このN e t 119を導入するにおきまして、基本的仕様書というのが国のほうから示されてございます。それには、基本的な事項があるんですけれども、それに伴う細部の部分につきましては、宮古の宮古地区の各障がい者の方々の情報をお聞きしながら、どのような形の運用がいいのかと、そういう部分を来年度になったらいろいろ情報をいただきながら、細部にわたって積み上げて仕様書を作って、業者の選定に動き出したいというふうに考えております。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

豊間根議員。

○10番（豊間根 信君） その細部にわたってこれからということなわけですね、今の説明を聞きますと。そして、そのところを含めた中で、いわゆる皆さん方に使いやすい安全・安心なという部分で取り組んでいくんだらうと思っておりますが、今後、内容検討という部分は、決まり次第、文書とかこういう会合の部分の中で、また報告があるかとは思いますので、その確認と。

それから、先ほど落合議員が質問した中で、セキュリティーを個人の方がしっかりとしたもの、ここのところも非常に、高齢者とかいろんな諸状況の方々にとっては大変な作業になると思いますので、そこをどのような形でセキュリティーをそれぞれの個人の皆様に進めていただくというか、取り組んでいただく、それがクリアしなければつながらないということになるんじゃないかなと思っておりますので、そのセキュリティーの部分に関しましてもお聞きしたい。

○議長（藤原光昭君） 中村指令課長。

○指令課長（中村光宏君） ただいま3点の質問がありましたので、お答えしたいと思います。

これからの導入につきまして、大変申し訳ないんですけれども、来年度当初から運用するために関係各市町村におきましては、概要につきましてのみ、来年度、消防本部とすればこのようなシステムを導入するんだということで、議会の承認を得ておりませんので、概要のみの説明はさせていただきました。各市町村の福祉部局に対して。来年度スムーズに少しでも運べるようにということで、概要のみ説明をさせていただきましたということで、ご了解いただければと思います。

2点目のこれからの部分に関してなんですけれども、共通仕様書の部分がありますので、共通仕様書の部分に則って、書いていない部分につきましての検討を、枝葉のそれぞれの部分を各市町村と協議して決めていきたいなというような考えでございました。これが2点目の回答でよろしいでしょうか。

3点目のセキュリティーにつきまして、高齢者の方々のお話が今ありましたけれども、国のほうの基本仕様書によりますと、このシステムを使うに当たりましては、事前の登録が必要になっております。その事前の登録の際に、該当者の方々に説明会を行わなければならない、説明をしなければならないという部分がありますので、説明会になるかどうかは未定ですけれども、説明の際に、個人情報の取扱いもそのメニューの中に入っておりますので、その部分で個人情報の取扱いはきちんとしていただくようにという説明ができるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（豊間根 信君） 分かりました。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。そのほかよろしいですか。

木村議員。

○2番（木村 誠君） そうしたら、私からも1点だけ質問させていただきます。

1ページの1の2行目、通報時にGPS機能による位置情報や画像を送ることができるとあります。今現在の技術で、どれくらいまでその位置情報、正確に把握できるのか教えてください。

○議長（藤原光昭君） 中村指令課長。

○指令課長（中村光宏君） GPS位置情報につきましては、私もそれほど詳しくはないんですけれども、今現在の一番精度のいい部分で、衛星を使って位置情報を確定するのがGPS機能だということで聞いています。通報する方の位置情報につきまして、GPSが使える部分は一番精度が高いと、そのほかの部分でいきますと、携帯各業者の方のアンテナからによる情報という部分もあるようなんですけれども、今現在、一番精度が高いGPS情報、具体的に何m以内というのはそれぞれの場所によって、電波の通りとか、衛星からになるとは思うんですけれども、違うように聞いていましたので、具体的に100m以内とか10m以内の精度だというのは、ちょっと今現在はお答えできませんが。

○議長（藤原光昭君） 木村議員。

○2番（木村 誠君） 分かりました。

先日、具体的にはちょっと話せないんですけれども、自分の住んでいる近所で通報があったということで、そのGPS機能を使って探してみたいなんですけれども、町内全部どこからか分からなかったものですから、今回、具体的に通報された方がすぐ特

定されないと手遅れになるかなと思って、ちょっと心配してお聞きいたしました。

以上です。

○議長（藤原光昭君） 高橋議員。

○6番（高橋秀正君） 2の2ページ見てほしいんですが、この表の中に一関とか陸前高田でこの登録者数が17名とか10名と、こうあるわけなんですよ。いや、とんでもない少ないんだなと思って。これさ、おらほもやるわけだ、何人になるか分からないけれども。実際は何人いるんですか、対象者は。

○議長（藤原光昭君） 中村指令課長。

○指令課長（中村光宏君） ただいまのご質問なんですけれども、2ページの導入状況の部分のご質問だと思います。

実際に、上のほうの県内の部分でいきますと盛岡、北上、奥州地区、この部分でいきますと66名しかいないという。下は花巻、一関、陸前高田、こちらのほうも3桁に届かない数字ということなんですけれども、宮古の部分と人口規模等を勘案して、大体似ているのが一関ではないかなという部分で考えておりますので、一関さんの部分でいきますと17名の登録の方となっていますので、今現在、この案は確定ではないんですけれども、想定している部分であれば、宮古地区でもこの感じで、運用開始すれば17名前後の登録をいただければという部分では考えておりました。

○6番（高橋秀正君） 分かりました。

○議長（藤原光昭君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、次にいきます。

◎宮古消防署新里分署の移転について

○議長（藤原光昭君） 次に、宮古消防署新里分署の移転について、事務局の説明を求めます。

畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） それでは、宮古消防署新里分署の移転についてご説明いたします。

資料ナンバー3をお願いいたします。

新里分署の庁舎につきましては、老朽化が著しいことから、市役所本庁舎の完成により空きスペースの生じている新里庁舎の一部に分署機能を移転するものでございます。

移転先の新里庁舎は昭和56年建設の鉄筋コンクリート造3階建てで、車庫棟含めた延べ床面積は約2,600㎡、このうち庁舎2階部分と車庫棟の一部約560㎡を行政財産の使用許可を得て新里分署として使用するものでございます。

供用開始は令和2年3月19日、事業費につきましては、外構工事と通信設備移設工事の合計1,461万9,000円が組合発注工事の契約額となります。

なお、新里庁舎の改修工事につきましては、市の所有する施設であることから、市が事業主体となり市の予算で実施を図ったものでございます。

分署機能といたしましては、下の図のとおり、庁舎2階に分署長室、事務室、仮眠室

などを整備したほか、車庫へ直接通じる屋外階段を新たに設けまして、専用の出動動線を確保してございます。また、車庫棟には出動準備室、救急消毒室などとともに消防車両4台を格納できる十分な広さの車庫と倉庫を整備してございます。

既設の新里分署庁舎につきましては、令和2年度に解体工事を行いまして、用地を宮古市に返却する予定でございます。

説明につきましては以上です。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何かございますか。ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合公共施設等総合管理計画

○議長（藤原光昭君） では、次に、宮古地区広域行政組合公共施設等総合管理計画について、事務局の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） それでは、資料ナンバー4をお願いいたします。

座って説明させていただきます。

概要版のほうで説明をしたいと思いますので、宮古地区広域行政組合公共施設等総合管理計画の概要というところをお開き願います。1ページをお願いいたします。

この計画については、既に構成市町村のほうでは、どちらももう市の計画について作成をしております。それに準じて、構成組合として総合的に管理する計画をつくろうというものでございます。

公共施設については、施設の現状や将来の見通しを踏まえて課題を整理して、公共施設等の管理に関する基本的な方向性を求めるというのが作成の目的でございます。

なお、緑色の帯のところ、P1とかP2というふうに書いてありますが、管理計画の該当するページ、本編のほうのページになりますので、後でご参照いただければと思います。

計画の位置付けでございますけれども、これは国のほうでインフラ長寿命化基本計画というのを作成しておりまして、それを踏まえて管理する公共施設等の基本的な方針を定めるものです。この計画に基づいて個別施設の計画を作成するときの指針とするものでございます。

次に、対象の施設なんですけれども、この表にございますように、廃棄物処理施設が4施設、消防施設が6施設、その他1つということです。なお、消防さんのほうで説明をしました新里分署については、19日をもって新しい施設に移転をしているということでございます。

次に、維持管理、更新等に係る中期的な経費の見込みなのですが、これについては、実際にかかる経費という総務省のほうでガイドラインが出ていまして、その中で提供されている費用試算ソフトというのを、一定のルールで試算するようになっていまして、それを使ったものと、それからそのソフトにより難しいものについては、概算の事業費等を試算したものであるということになります。ここで274億4,000万、40年間という

ことですが、これが実際にかかるかといえ、あくまでもこの試算上の金額というふう
に捉えていただければと思います。

次に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針でございますけれども、基本方針としては、計画的に老朽化対策を行って施設の安全性、機能を維持します。それから、社会状況や法令等の変化に基づいて、適正な規模、機能に見直しをしていきます。

次に、維持管理、更新に係るライフサイクルコスト削減を図るということになります。

次に、公共施設等の管理に関する基本的な考え方なんですけれども、計画的に点検や改修を行って、トータルコストの削減に努めながら長寿命化を図ります。

1点目として、点検、診断等の実施方針ということで、定期点検や劣化診断の実施によって施設の状況を把握しまして、それを踏まえて、改修や建て替え時期などに反映をさせていくということでございます。

2点目として、維持管理、修繕、更新等の実施方針ということで、施設の重要性や劣化状況に応じて、長期的な視点で優先順位をつけて、計画的に改修、更新を実施していきます。

3点目として、安全確保の実施方針ということで、点検、診断等によって高い危険性が確認された場合は、安全確保を最優先をして一時的な供給停止や応急処置、改修解体等を速やかに行います。ただ、こういうことがないように日頃から計画的な点検等を行っていきたくて思っていました。

4点目として、耐震化の実施方針ですが、これは1ページの対象施設のところの表に、耐震性というところに丸がついているんですけれども、現在管理している施設については、耐震性は満たしているということになります。

5点目として、長寿命化の実実施計画なんです、本計画との整合性を図りながら、今後、個別の施設計画、長寿命化について策定方針を行ってまいります。

6点目として、ユニバーサルデザイン化の推進方針なんですけれども、公共施設等の改修や更新を行う際には、誰もが利用しやすいようにユニバーサルデザインへの対応を図ってまいります。

7点目として、統廃合の推進方針としまして、将来の行政需要の変化に応じて、構成市町村と十分な調整を図りながら、施設の統廃合や構成市町村が保有する公共施設との複合化について検討してまいります。

8点目として、PFI、DBO等の活用方針ということで、今後、公共施設等の更新や維持管理においては、PFIやDBO、民間の力を利用した運営方法等になると思うんですけれども、それから長期包括運営業務委託などの事業活用を、どういう方法が効率的な運営を図っていけるかというのを検討してまいりたいと思っています。

9点目として、総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針ということで、本組合事務局及び消防本部で情報共有や連携を図りながら、施設に関する情報は事務局の総務課で一元管理して、計画の推進見直しを行ってまいります。

次に、施設類型別の管理に関する基本的な方針でございます。

まず、廃棄物施設につきましては、宮古清掃センター、ごみ焼却施設ですけれども、

平成28年に基幹改良工事の実施済みでございます。施設の長寿命化を図りながら、令和20年度を目途に建て替えを検討してまいります。

次に、一般廃棄物最終処分場、これは埋立地ですけれども、令和9年度までの供用を見込んでおりまして、既存の施設の埋立終了に合わせて、次期施設の建設を行います。

次に、宮古衛生処理センター、し尿処理施設でございますが、平成29年に基幹改良工事を実施済みでございます。施設の長寿命化を図りながら、令和14年を目途に処理量に対応した設備の改修を検討してまいります。

次に、みやこ広域リサイクルセンターですけれども、これはリサイクルのものを集めて整理しているところですが、個別の機械設備について計画的な維持、更新を随時行います。施設の長寿命化を図りながら令和29年度を目途に改修を検討したいと思っております。

次に、消防施設なんですけれども、消防施設については、消防救急の要となる災害活動拠点施設であるため、計画的に維持管理、更新を行い、機能の維持と延命化を図ってまいります。おおむね築30年で大規模改修、築60年で建て替えを検討してまいります。

なお、新里分署については、先ほど説明がありましたように、宮古市新里総合事務所に移転をして既存施設は解体をいたします。その他、食肉処理センターなんですけれども、令和14年度を目途に解体をしたいと思っております。

次に、3ページをお願いいたします。

計画の推進方法でございますが、本計画の推進状況について、PDCAサイクルによる評価を実施してまいります。計画期間は令和11年までの10年間といたしますが、社会経済情勢、構成市町村を取り巻く情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画を改定いたします。一般的には10年でこの計画を見直すという予定になっております。

以上で説明を終了します。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、次に進みます。

◎令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（藤原光昭君） 次に、本日の協議案件はお手元に配付しております会議次第のとおり、2件でございます。

それでは、令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を協議いたします。

事務局の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） それでは、令和2年度の予算について説明をさせていただきます。

着席して説明させていただきます。

資料ナンバー5の、令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、概要について説明をさせていただきます。

予算規模ですけれども、32億101万1,000円です。前年度に対して金額で7,242万3,000円、率で2.3%の増となっております。

2の、主な増額の項目でございますが、衛生費の主な増額の項目は、ごみ焼却施設の変圧器などの機器修繕で、予算額1億1,197万7,000円で、4,158万5,000円の増及びし尿処理施設の活性炭の入替え業務で1,280万円の新規事業になります。消防費の主な増額の項目は、消防緊急通信指令装置の改修工事で予算額4,570万円の新規事業、及び職員増に伴う人件費の増で、予算額15億7,686万7,000円で1,691万8,000円の増でございます。

3の主な新規項目でございますが、衛生費の主な新規項目は、一般廃棄物処理基本計画策定業務で、予算額1,110万円、内訳はごみ焼却施設費分860万円、し尿処理施設費分250万円となっております。平成28年度に作成しました計画を見直すとともに、次期最終処分場整備に関する整備方針並びに既存の施設に関する中長期的な整備構想を作成します。

消防費の主な新規項目は、N e t 1 1 9 緊急通報システムの導入及び救助工作車の購入です。N e t 1 1 9 緊急通報システムについては、先ほど説明したとおりでございますけれども、音声による119番通報が困難な方が円滑な消防への通報が行えるようなシステムで、予算額193万6,000円でございます。救助工作車Ⅱ型は、火災や交通事故、自然災害などの一般生活上で起こる様々な救助事案に対応できる多数の救助資機材を積載し、現場へ急行して救助活動を行うもので、宮古消防署に配備を予定しております。予算額は1億2,500万円でございます。

以上が概要でございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたしますので、資料の6ページをお願いいたします。

1款議会費ですけれども、253万1,000円は議会の運営に要する経費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8,508万7,000円は、職員の人件費を含む事務局の一般的な業務の管理に要する経費でございます。前年比368万3,000円の減額は、通信設備の整備完了によるものでございます。

次の、公平委員会費から3款1項1目の環境衛生費までは、それぞれ事務及び管理運営費の計上でございます。

3款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費1億6,326万9,000円は、町村のごみ収集に関する経費でございます。なお、ごみ収集運搬委託料は構成町村の積算によるものでございます。

2目から6目までは、それぞれ施設の運転管理業務委託料などの運営に要する経費でございます。

2目ごみ焼却施設費4億1,528万7,000円は宮古清掃センターの管理運営に要する費用でございます。前年比5,447万9,000円の増額は、変圧器の改修及びごみ供給機の整備が主な理由でございます。

3款埋立処分地施設費1億3,605万7,000円は最終処分場の管理運営に要する経費でございます。前年比4,562万6,000円の減額は、自走式破碎機の整備終了が主な理由でございます。

4 目し尿処理施設費 2 億 2,975 万 7,000 円は、し尿処理施設の管理運営に係る経費でございます。前年比 2,367 万 3,000 円の増額は、衛生処理センターの活性炭入替え業務及び夾雑物除去装置の整備が主な理由でございます。

5 目汚泥混焼施設費 901 万 7,000 円は、汚泥混焼施設の管理運営に要する経費でございます。前年比 169 万 9,000 円の減額は、燃料の単価及び使用見込量の減が主な理由でございます。

6 目リサイクル施設費 8,442 万 2,000 円は、リサイクルセンター等の管理運営に要する経費でございます。前年比 139 万 6,000 円の減額は、施設整備に係る事業の減が主な理由でございます。

7 目災害ごみ処理事業費 337 万 9,000 円は、令和元年台風第 19 号により発生した災害ごみの処理に要する経費でございます。

4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 17 億 8,559 万 3,000 円は、消防職員の人件費、消防救急業務等に要する経費を計上するものでございます。前年比 2,186 万 2,000 円の増額は、職員の増員による人件費の増及び N e t 1 1 9 緊急通報システムの導入が主な理由でございます。なお、岩手県防災航空隊への派遣職員の人件費である特定財源として、県の負担金 960 万 2,000 円を歳入、県支出金に計上しております。

2 目消防施設費 2 億 4,950 万円は、庁舎施設の改修、車両購入及び備品購入などの消防施設の整備に要する経費の計上でございます。前年比 1,340 万円の増額は、宮古消防署浴室等改修及び変電設備修繕の設計委託、消防緊急通信指令装置改修工事、新里分署解体工事、毛無森中継局解体工事、高規格救急自動車の購入、救助工作車の購入、救助用資機材の購入が主な理由でございます。

なお、詳細を 8 ページに記載しております。

5 款災害復旧費は整理科目でございます。

6 款公債費、1 項公債費、1 目元金 2,488 万円及び 2 目利子 177 万 1,000 円は、長期債元金及び利子の償還を計上するものでございます。

7 款予備費 1,000 万円は、突発的な機器の故障等に対応するために計上するものでございます。

次に、主な歳入の予算内容について説明をいたします。

4 ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金は 30 億 7,176 万 6,000 円の計上で、構成市町村からの負担金でございます。前年と比較して 4,626 万 5,000 円の増となっております。

構成市町村の負担金内訳につきましては、3 ページをご覧いただきたいと思います。中ほどからちょっと下の合計欄をお願いいたします。

負担金の合計は予算額 32 億 101 万 1,000 円から、国庫支出金などの特定財源 1 億 2,924 万 5,000 円を差し引いた 30 億 7,176 万 6,000 円となります。前年度より 4,626 万 5,000 円の増となっております。市町村ごとの負担額ですが、宮古市は 18 億 7,139 万 6,000 円で負担割合は 60.92% でございます。山田町は 5 億 3,575 万 6,000 円で負担割合は 17.44% です。山田町の負担が減少した理由は、令和元年度は約 5,900 万円の消防自動車の購入がありましたが、令和 2 年度は購入がないことによるものです。岩泉町は 4 億 8,175 万 6,000 円

で負担割合は15.69%です。田野畑村は1億8,285万8,000円で負担割合は5.95%です。

4 ページに戻ります。

2 款使用料及び手数料は、ごみ、し尿処理などの衛生手数料及び危険物取扱許可などの消防手数料などで、5,097万9,000円の計上でございます。前年と比較して253万8,000円の減額です。減の主な理由は、ごみ及びし尿の搬入量の減少見込みによるものです。

3 款国庫支出金は3,783万円の計上で2,848万円の増額です。増の主な理由は、緊急消防援助隊設備整備費補助金対象の車両購入が増えたことによるものです。主な内容は、衛生費国庫補助金の放射性セシウム分析に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金及び消防費国庫補助金緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。これは、救助工作車Ⅱ型の購入が該当になります。

4 款県支出金は960万2,000円の計上で、24万7,000円の増額です。これは、防災航空隊派遣職員の人件費になります。増の主な理由は、給与改定に伴う人件費の増でございます。

5 款財産収入は36万1,000円の計上で今年度と同額です。このうち36万円は宮古地区交通安全協会に対する土地貸付料でございます。

6 款繰越金は整理科目でございます。

7 款諸収入は3,047万2,000円の計上で3万1,000円の減額です。減の主な理由は、アルミなどの資源物の搬入見込量の減によるものでございます。

以上が令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計予算の主な内容でございます。よろしくお願いいたします。

すみません、なお、1点付け加えさせていただきます。来年度の予算科目なのですが、節が、7節以降の節が番号が1つ繰り上がっておりますので、今年度の予算、例えば11節が今までは需用費だったのですが、来年度はそれが10節ということになりますので、今年度の補正のときの節の番号と来年度当初予算の節の番号が1つずれております。これは地方自治法の改正によるものですので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何かございますか。よろしいですか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 今回の消防施設費なんです、予算の歳入の説明のところ、資料ナンバー5の4ページです。4ページの令和2年度広域の組合の当初予算歳入の概要の、3款国庫支出金の2目消防費国庫補助金3,750万、これ説明書きのところに救助工作車、予算上では1億2,500万の工作車購入に関わる国庫補助金がありますよというのはこれで分かったんですが、そのもう一つ、今回の当初予算で高規格救急自動車、これも購入すると、4,000万円の予算計上になっているんですが、こっちの高規格救急自動車購入についての国庫補助というのが特には明記されていないんですが、ないんですか。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 国庫補助金に対するご質問でございますけれども、緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、緊急消防援助隊に登録している車両の更新、あるいは新規整備に係る事業について補助金を活用できるというような補助金の内容に

なります。今回、補助金を申請します宮古消防署の救助工作車につきましては、緊急消防援助隊の登録車両になってございます。もう一方、岩泉消防署の高規格救急自動車につきましては、緊急消防援助隊の登録車両ではございませんので、今回の補助金の該当には当たらないということになります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 何となく面白くないな。そういう区分、補助対象の決まり事があるというのは今分かったんですが、いや、数百万円とかであればですが、4,000万もかけて購入するのに国庫補助がないというのも何となく釈然としないなというような思いがあったんで聞きましたが、これは何ともならないということでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 緊急消防援助隊につきましては、国のほうで、全国で6,600隊整備をするという目標で登録のほうを進めてございます。宮古消防本部におきましては、消火、救助、救急など9隊登録されています。これは、国、県のほうから指定された隊ということになります。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○9番（落合久三君） はい。

○議長（藤原光昭君） そのほかないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、次に進みます。

◎令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（藤原光昭君） 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） それでは、令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）の概要につきまして説明をいたします。

座らせていただいて説明を進めたいと思います。

資料ナンバー6の1ページをお開きください。

補正予算に係る総括表を添付してございます。この表は、歳出を款別に区分いたしまして、今回の補正額を示し、その右側にそれぞれに充当する特定財源と一般財源の補正額を提示してございます。

このたびの補正予算は、歳入におきましては、実績見込み確定による国庫支出金等の特定財源のほか、収入見込額等による一般財源の増減額を、歳出におきましては、事業費の確定及び実績見込みにより減額するものでございます。

概要を歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目議会費でございますが、138万6,000円の減額は、議会議員研修の中止及び会議録作成委託料を実績見込みにより減額するものでございます。

2款1項1目一般管理費382万5,000円の減額は、職員手当等一般管理に要する経費に

ついて、実績見込みにより減額するものでございます。

2 款 1 項 2 目公平委員会費は、1,000円の減額でございます。委託料の事業確定により減額をするものでございます。

3 款 2 項 2 目ごみ焼却施設費1,472万3,000円の減額は、事業費の確定及び実施見込みにより減額するものでございます。

3 款 2 項 3 目埋立処分地施設費2,103万1,000円の減額は、破碎機等の購入・整備などによる事業費の確定及び実施見込みにより減額をするものでございます。

3 款 2 項 4 目し尿処理施設費41万5,000円の減額は、事業費の確定及び実績見込みにより減額をするものでございます。

3 款 2 項 5 目汚泥混焼施設費211万6,000円の減額は、実施見込みにより減額をするものでございます。

3 款 2 項 6 目リサイクル施設費50万6,000円の減額は、事業費の確定及び実施見込みにより減額をするものでございます。

4 款 1 項 1 目常備消防費527万2,000円の減額は、退職者があったことによる人件費の減額及び事業費の確定及び実施見込みにより減額をするものでございます。

4 款 1 項 2 目消防施設費77万4,000円の減額は、事業費の確定により減額をするものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。

3 ページにお戻りをいただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目組合負担金は5,216万4,000円の減額でございます。構成市町村ごとの負担金といたしましては、宮古市が3,624万5,000円、山田町が803万9,000円、岩泉町が522万8,000円、田野畑村が265万2,000円とそれぞれ減額をするものでございます。

2 款 1 項 1 目総務使用料は34万4,000円の増額でございます。これは、組合土地使用料の見込みにより増額をするものでございます。

3 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金は12万3,000円の減額でございます。これは放射性セシウム濃度分析業務の実績見込みにより減額をするものでございます。

4 款 1 項 1 目消防費県負担金は10万8,000円の増額でございます。これは、県防災航空隊派遣職員の給与改定による人件費の増額によるものでございます。

7 款 2 項 1 目雑入は178万6,000円の増額でございます。これは、資源物売却代金のうち、鉄くず売却による増額でございます。

このほか、資料につきましては、7 ページに市町村負担金の総括表、9 ページに給与費明細を添付してございますが、説明は省かせていただきます。

以上が説明でございます。

終わります。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。何かございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎その他

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、その他でございますが、議員のほうから何かその他ございますか。事務局のほうからもございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） それでは、その他ないようですので、これをもちまして、議員全員協議会を終了をいたします。

ご苦労さまでございました。

午前 1 1 時 3 1 分閉会
